
気候変動対策と中国

パリ協定批准によせて

窪田 順平
Kubota Jumpei

はじめに

2015年11月にフランスで起きた同時多発テロ事件からわずか2週間ほどのちの12月12日、厳戒態勢のパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）は、温暖化対策の新たな国際的な枠組みであるパリ協定を、予定よりも1日遅れて採択した。

多くの国、多くの人々が地球温暖化リスクを認識しつつも、経済成長を望む発展途上国と先進国間の対立という構図のなかで、一部の途上国や中国の反対によって合意に至ることなく失敗に終わった2009年コペンハーゲン会議（COP15）⁽¹⁾などでの挫折を、地道で継続的な対話によって乗り越え、発展途上国を含む世界の国々が二酸化炭素の排出量削減に取り組むという歴史的な協定として実を結ぶとともに、その実現に向けた新たな時代の始まりでもあった。

そして中国がはじめて議長国を務める20カ国・地域（G20）首脳会議開催直前の2016年9月3日、アメリカと中国が共同でパリ協定への参加（批准）を発表した。それまでの温暖化対策に関する国際的な枠組みである1997年に合意された「京都議定書」を批准しなかった2つの二酸化炭素排出量大国が批准を表明した。

パリ会議の直前にも、中国代表団のトップである中国気候変動事務特別代表（国家発展改革委員会副主任）解振華氏は、「共通だが差異ある責任」原則を改めて主張する⁽²⁾など、新興国・途上国を代表するという従来の立場を強調していたが、パリ協定発効後の最初のCOPとなった2016年11月のモロッコ・マラケシュ会議（COP22）では、米トランプ新政権の発足によって、気候変動対策の後退が予想されるアメリカを牽制して、あらゆる国に継続的な努力を行なう責務があることを表明⁽³⁾するなど、積極的な対応が目立つようになった

本稿では、パリ協定の意義、パリ協定批准までの気候変動対策をめぐる交渉における中国の動向と、その背景にある中国国内における環境問題の実態、そして今後の中国の国内・国際的な環境問題への取り組みを展望することを試みる。

1 リオサミットからパリ協定へ——「共通だが差異ある責任」原則をめぐる

パリ協定は歴史的なものであると言われるが、その理由はどこにあるのか。それは、なぜこれまで気候変動対策の国際的な枠組みが合意に至らなかったかを考えるとみえてくる。経済発展と二酸化炭素の排出量は強く関係すると考えられてきたため、今後の経済発展を望む

発展途上国にとって排出量抑制は困難で、先進国との間の対立が国際的な合意を妨げてきた。

第2次世界大戦後の工業化や開発などの人間活動の急速な拡大により、1970年代から世界各地で水、土壌、大気などの汚染が顕在化し、1980年代以降、地球温暖化、生物多様性の喪失、砂漠化の拡大といった地球環境問題が緊喫の課題となった。これらの問題への対処に向けて、国際連合が主導して1972年6月の「国連人間環境会議」（ストックホルム会議）が、はじめて環境問題を議論する国際的な場として開催され、1992年にブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国際連合会議」（リオサミット）、いわゆる「地球サミット」が開催された。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」（リオ宣言）が合意され、別途協議が続けられていた「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が提案され、地球環境問題にかかわる国際的な原則がリオで確立された。

その地球温暖化問題に世界中のすべての国が取り組むための基本的な原則が、「共通だが差異ある責任」原則である。これは地球温暖化問題の解決は人類共通の責任ではあるが、産業革命以来大量の化石燃料を消費してきた先進国と、これから経済発展する途上国にはその責任の重さに違いがあるという概念である。リオ宣言ではじめて明文化され、気候変動枠組条約にも明記された。もとより地球温暖化の責任をめぐって主張が対立する先進国と途上国を同じ国際交渉の場につかせるための原則として考案された側面があり、先進国には途上国よりも重い責任があり、先進国が途上国に先行して二酸化炭素排出量の削減を行なうことに加え、先進国は途上国に対し気候変動対策に関する資金の提供や技術移転を行なう義務があるとされた。一方で、中国やインドなどは、その後経済成長によって立場が変化しても、この原則を楯に一貫して途上国は温暖化ガスの削減に応じる必要はないとの立場を主張するなど、経済的な発展レベルなどの違いを反映したさまざまな主張があつて、いまでも必ずしも議論が収束しているとは言いがたい。

リオサミットではじまった気候変動枠組条約を実質化するための協議では、1997年12月に京都で開かれた第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書によって、二酸化炭素排出量削減目標や、途上国に対する援助の枠組みなどが定められた。その際にもこの原則がさらに推し進められ、二酸化炭素排出量削減の責任は先進国（附属書I国）にあるものとして、先進国のみ数値削減目標が定められる。このため、先進国側では、アメリカのように条約を批准しない国が出現し、またこれに異を唱える中国も結局批准せず、京都議定書は一定の意義は果たしたものの、結果的には十分に機能しなかった。

この時点では実現できなかった世界中のすべての国が参画する枠組みの確立も含め、2013年以降の、すなわち2008—12年を第1約束期間とする京都議定書以後の国際的な枠組みを議題として、冒頭にも述べたコペンハーゲンでの第15回締約国会議（COP15）が2009年12月7日から12月18日に開催された。すでにアメリカとともに主要な排出国となった中国が参加しない限り実効的な世界的枠組みを作りだせない状況で、首脳級会合による「政治的な合意」が模索されるが、合意形成プロセスが不透明であると途上国から批判の声が上がり、合意には至らなかった。

しかし、協議の努力は継続され、メキシコ・カンクンで開催されたCOP16では、2013年以降の枠組みとして、先進国、途上国にかかわらずすべての国が行動目標を自主的に定め、これを報告し検証するというボトムアップ型の仕組みが提案され、合意された⁽⁴⁾。これは定めた削減目標に義務を課したトップダウン型の京都議定書とは明確に異なる枠組みであり、パリ協定の原型と言える。さらに2011年のCOP17（南アフリカ・ダーバン）で、2020年以後の国際的な交渉の枠組みを議論する「ダーバン・プラットフォーム」が採択された。

2 パリ協定の意義とは

このようにコペンハーゲンでは実を結ぶことのなかった、京都議定書以後の国際的な気候変動対策の枠組みは、その後の一連のCOPの会議のなかで、「全ての国が気候変動に取り組む必要があり、気候変動がグローバルな性格を有することから、地球全体で温室効果ガス削減を加速するためには全ての国の協力と実効ある適切な国際対応への参加が必要であり、ひとつの枠組みが全ての締約国に適用される」⁽⁵⁾ というパリ協定に向けての方向付けがなされることになった。1992年のリオサミット以降、気候変動問題は世界のトップアジェンダのひとつではあったが、むしろ深刻とされたのは生物多様性の喪失や資源枯渇の面であった。これに対し、パリ協定の成立は、ようやく世界が温暖化の脅威を認め、行動を起こした歴史的転換点と言える。パリ協定の意義を改めて以下に整理する。

(1) 法的拘束力をもつ削減目標

パリ協定は、各国が自発的な削減目標を宣言し（この目標を「約束草案」と言う）、これに向けて努力することに法的拘束力を定めている。パリ協定（以下の引用は同じ）第4条第2項で下のように記されている。やや長くなるが、日本語（外務省訳）と原文（英語）とを示す⁽⁶⁾。

「各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。(Each Party shall prepare, communicate and maintain successive nationally determined contributions that it intends to achieve. Parties shall pursue domestic mitigation measures, with the aim of achieving the objectives of such contributions.)」。

これは、ボトムアップ型の仕組みであり、トップダウン型の京都議定書と大きく異なる点である。これは途上国のみならず、これまで消極的であった先進国側への配慮ともなっている。

(2) 途上国も含むすべての国が排出量削減の長期的目標を設定

さらに、パリ協定では、これまで削減義務からは免れていた発展途上国も含めて削減目標を設定することとした。各国はこの目標の実現のために排出量削減策を前進させ続けなければならない。すなわち排出量削減目標は5年ごとに更新することとなっており、その目標は前の期のものから進展させる努力が義務づけられている。これも前項に引き続き、第4条第3項で定められている。

「各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定す

る貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。(Each Party's successive nationally determined contribution will represent a progression beyond the Party's then current nationally determined contribution and reflect its highest possible ambition, reflecting its common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances.)」。

この条項では、主語の直後の助動詞に will が使われており、前項が shall を使って法的拘束力を示しているのに比べると弱い表現になっている。また、前節で議論した「共通だが差異ある責任」については、「各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」という表現となった。これは、各国の経済発展や社会状況の変化に応じてその責任の範囲が解釈されることを示す表現であり、2014年のリマ会議（COP20）で合意された事項が明記された。

(3) 産業革命後の温度上昇を 1.5°C に抑えることも視野に入れた長期目標

従来からの議論ではほぼ合意されていた産業革命後の気温上昇を 2°C 以下に抑えるという目標に加え、温暖化に伴う海面上昇によって国土の多くが水没するなど影響が強く出ることが予想される島嶼国を意識した 1.5°C 以下に抑えることも、パリ協定では言及された。この部分は、第2条で以下のように規定されている。

「この協定は、条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする。(a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。(This Agreement, in enhancing the implementation of the Convention, including its objective, aims to strengthen the global response to the threat of climate change, in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty, including by: (a) Holding the increase in the global average temperature to well below 2°C above pre-industrial levels and pursue efforts to limit the temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels, recognizing that this would significantly reduce the risks and impacts of climate change;）」。

すでにさまざまな機会に気候変動対策の前提として議論され、カンクンで合意はなされていたが、気候変動にかかわる国際的な枠組みのなかで、はじめて具体的な温度が目標として示された。さらに、1.5°C を目標とすることについては、パリ会議のなかで、キリバスやマーシャル諸島などが「ハイ・アンビション・コアリション（野心連合）」を組んで、議長国であるフランスや欧州連合（EU）諸国のサポートを受けつつ、倫理的な面から協定の成立を訴え、これが大きな力となった。これまで気候変動対策には消極的であった中国やアメリカは、こうした流れのなかに加わらずにはいられなかった。これらは結果として、パリ協定に強い倫理的な規範の意義を与えることになった。

(4) パリ協定：その課題

これまでみてきたように、パリ協定は京都議定書のトップダウン型の先進国だけに削減目標を課す方式から、「全ての締約国に適用される」(一つの)枠組みを作るために、ボトムアップ型の制度によって多くの国の参加を可能とした合意となったが、引き替えとして、課題も多い。たとえば、現在までに各国が自発的に提案している「約束草案」と呼ばれる目標(Intended Nationally Determined Contribution、またはINDC)は、各国がそれを実現したとしても2°C目標の達成はできないと考えられている⁽⁷⁾。また、パリ協定そのものを特徴づける島嶼国を意識した1.5°C目標についても、おそらく2°C目標であっても、現在の技術的・社会的な対応では達成が困難であり、さまざまなイノベーションが必要であると予想される。さらには、今後各国からの状況報告の結果、二酸化炭素排出量を削減しても気温目標が達成できないことになったときに、どう対処するかについてはまだ定められていない。

3 中国の批准・調印の背景と意義

パリ協定の成立から10ヵ月近くを経て、中国がはじめて議長国を務めるG20を前に、世界の主要な二酸化炭素排出国である中国とアメリカ(それぞれ、世界の総排出量の28.7%、15.7%、2013年現在)が共同で会見を行ない、パリ協定を批准することを表明した。パリ協定は、55ヵ国の参加とその排出量合計が世界の総排出量の55%となることが発効の条件である。世界の排出量の40%以上を占めるアメリカ、中国の批准によって、発効に向けて大きく前進した。

南シナ海問題などで米国と対立する中国にとって、温暖化対策はアメリカとの「二大超大国による新たな世界秩序」と「責任ある大国」をアピールする数少ない絶好の課題である。国内的には、指導部の大幅な入れ替えが予想される2017年秋の共産党大会に向けて、国際社会を主導する姿を示すことを狙っている。退任間近だったオバマ米大統領が、その遺産としてパリ協定の早期批准を求めていることもあり、両国の思惑が一致したかたちである。中国に関しては、これまでさまざまな汚染や土地の劣化、資源の制約が問題とされてきたが、中国政府が資源問題に加え気候変動対策も最も重要な課題と認識したことを示す。

パリ会議を前に、協定締結を目指すオバマ大統領や議長国フランスにとっての課題は、京都議定書の枠組みである「共通だが差異ある責任」原則の堅持を主張する途上国をどのように説得するかであったが、急速な経済成長にともなって2005年には世界最大の二酸化炭素排出国となり、またコペンハーゲンでの合意がなされなかった原因のひとつとされ、「大国としての対応」を求められていた中国も、深刻化する国内の環境問題への対処も含め、積極的な対応をみせた。国際的な枠組みへのコミットメント以外にも、さまざまな国との気候変動対策にかかわる二国間の共同声明等を行なった。特にアメリカについては、2014年11月26日に、アメリカ側からの積極的なアプローチもあり、数ヵ月にわたる交渉を経て、習近平国家主席の訪米中に気候変動対策にかかわる共同声明を行なった。アメリカは排出削減目標として、2025年までに2005年水準比26—28%削減することを公表するとともに、中国は2030年に二酸化炭素排出量をピークアウトさせ、一次エネルギー消費に占める非化石エネルギー源の割合を2030年までに20%まで拡大することを宣言した⁽⁸⁾。

また、2015年9月25日も同様な共同声明を宣言し、前年の気候変動に関する共同声明を再確認し、2°C目標に留意しつつ、COP21の「成功」(an ambitious, successful Paris outcome)を目指して協働することが盛り込まれた⁽⁹⁾。さらには、パリ会議直前には、ビル・ゲイツをはじめとする世界の投資家によるアメリカ、フランス、日本、インドなど20カ国との共同によるクリーンエネルギー研究開発にかかわる官民共同プロジェクトへの参画を表明し、協定締結に向けた動きに協力している⁽¹⁰⁾。COP15以前には、二酸化炭素排出量のピークアウトを発表することに躊躇していた中国とはまったく異なる対応である。

4 中国の環境問題

それではパリ協定に向けて積極的な姿勢をみせることになった中国の国内事情とは何か。そのひとつは、中国国内の環境問題である。経済成長を続け、世界第2位の経済大国となった中国にとって、PM2.5(微小粒子状物質)に代表される大気汚染をはじめ、土壌、河川、湖沼の汚染などの環境問題は、大きな課題である。

政府からの情報公開が十分ではないなかで、政府と一体とも言える国営企業などによる水質汚染、土壌汚染が深刻化した結果、住民の健康や食の安全に対して、国民は強い懸念をもっている。意識調査によれば、環境問題における中国の人々の関心は、温暖化よりも汚染に集中している⁽¹¹⁾。住民による暴動も頻発し、共産党政権が最も恐れる社会の不安定化要因のひとつと言われる⁽¹²⁾。

こうした国内情勢に対処するため、習近平政権は環境問題の解決へ積極的な取り組みをみせている。「生態文明建設」をスローガンに掲げ、従来の四位一体(経済、政治、文化、社会)の国家建設の方針に「生態建設」を加えて「五位一体」と名付け、環境保護法の改正や、経済優先の原因である人事評価制度に、新たに環境問題に関する責任を果たすことを組み込み、さらに情報公開の促進や住民、環境非政府組織(NGO)などによる汚染企業の監視を進めるなど、改革を進めている。しかし、実際の現場である地方政府では依然として経済優先、財源確保が優先され、地方政府の環境問題に関する責任の明確化や厳罰化は、むしろ情報公開を阻害し、住民やNGOの行動に制限を加える結果となっており、残念ながら環境問題が解決に向かう方向にあるとは言えない。環境問題の解決に向けては、単に規則の制定やその遵守のための仕組みの強化だけでは実効性は上がらない。社会そのものがもつ価値観の問題とも言える。

5 エネルギー政策にみる中国の動向

PM2.5に代表される大気汚染の主要な原因は、中国の石炭を中心とした化石燃料が大半を占めるエネルギー供給体制であり、二酸化炭素排出の原因とも重なっている。自らが抱える最大の環境問題であるPM2.5解決への取り組みが、結果的に二酸化炭素の排出量削減に結びつくため、中国は、国内問題と国際的な課題を併せて解決しようとしている⁽¹³⁾。これまでの気候変動対策において途上国の立場から異議を唱えたり、海洋進出をめぐる強硬な姿勢の根底には、国際的な舞台に遅れて参加した中国指導者の、国際的なルールに対する不信感と、

自らのイニシアティブによるルールづくりを求める強烈な意識が存在する⁽¹⁴⁾。気候変動対策において途上国の立場から「大国」を意識した立場へと方針を転換しつつある中国を、その文脈でみておく必要があるだろう。気候変動対策を実質的に構成するエネルギー政策もその一環としてみておこう。

パリ協定への対応として、中国の掲げる約束草案は、①2030年までに排出量をピークアウトさせる、②2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出量を60—65%削減する、③エネルギー消費における非化石燃料の割合を20%増加させる、④2005年比で森林蓄積（森林として炭素を固定する）を45億立方メートル増加させる、という4項目が掲げられている⁽¹⁵⁾。この草案の基本となった2015年4月に公開された国家発展改革委員会のエネルギー政策指針⁽¹⁶⁾によれば、風力、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大幅導入を謳っている。2011年の電源構成に占める割合が22%であった再生可能エネルギーの比率を、2030年には53%、2050年には86%にまで引き上げて、石炭をはじめとする化石燃料依存を大幅に削減し、「化石燃料依存からの脱却」「経済の成長」「環境の回復」という3つの課題を解決し、中国を生態系の保全と経済発展が両立する「生態文明建設」を達成することが目標とされている。

その実現に向け、電気自動車（EV）の積極的な導入が政策的に取り上げられているほか、2017年には国内の排出権取引市場を確立するとともに、各企業への排出量の遵守と違反に対する厳罰化が予定されているなど、中国政府の本気を感じさせる動きがみられる。長年、制度や理念が先行し、実態がそれに追いつかない中国の環境問題の現状をみてきた者にとっては、問題解決への道筋が直ちに実現するとは思えないし、中国がCOP21においてイニシアティブをとることを本当に考えていたかは疑わしい部分もある。しかし、まさに国内外の「機会」を利用して、これまでの途上国の立場を捨て、超大国として気候変動対策において国際的イニシアティブをとろうとする中国指導部の姿勢は明確である。

こうした指導部の姿勢は、いくつかの意欲的な取り組みとして表われている。そのひとつが中国の二酸化炭素排出量の多くの部分を占め、PM2.5の原因とも言われる石炭の消費量が、2014年から連続して減少しており、「中華人民共和国2016年国民経済和社会発展統計公報」によれば、前年度比4.7%の減少となり、エネルギー総消費量のなかでの割合は62%となったことが示されたほか⁽¹⁷⁾、PM2.5に最も悩まされている北京市では、石炭火力発電所の天然ガス等への転換が進められ、最後の石炭火力発電所の閉鎖が報じられている⁽¹⁸⁾。一方で、エネルギー消費量そのものは減少しておらず、増加傾向にある。

また、非化石エネルギー資源や技術に対する政策的な積極的投資も目立つ⁽¹⁹⁾。結果的に、現在ではクリーンエネルギーへの最大の投資国として、世界的な貢献を果たしている⁽²⁰⁾。太陽光発電に必要な太陽電池セルの生産量は、当初は日本、その後はドイツが世界をリードしていたが、ここ2、3年中国が世界第1位を占めている。風力発電に関しても、設備容量で現在世界1位であり、メーカーも世界のトップテンのうち、3社を中国企業が占めている。経済的なインセンティブが同時に働く環境問題への取り組みという点では、日本よりもむしろ進んでいると考えたほうがよい。

さらに注目すべきは、2017年夏から本格的に開始されると言われる温暖化ガスの国内排出

権取引である⁽²¹⁾。中国では2013年から2014年にかけて、上海市、北京市、広東省など2省5市で排出権取引市場のモデル事業が開始された。二酸化炭素排出量が年1万—2万トン以上の計2000社を超える企業を対象に排出量を割り当て、超過した分や足りない分を売買して義務達成をめざす方式である。7月からの本格開始では、モデル事業を引き継ぎ、石油化学、鉄鋼、電力など8業種から順次導入する。最終的には中国の排出量の5割前後を対象とし、2005年に開始された欧州市場を上回る、世界最大規模となることを目指している。さらには、すでに試行をはじめている韓国など、アジア各国との制度の接続を狙っているという。中国が主導するアジアインフラ投資銀行（AIIB）と組み合わせた制度も検討されている。

ただし、こうした非化石エネルギーへの投資の一方で、AIIBでは途上国の石炭火力発電所への投資も計画していると言われている。現在、特にパリ協定以後の世界的な流れのなかでは、化石燃料の利用を進める企業などへの投資を引き上げる「ダイベストメント」という動きがみられている。ダイベストメントに関してはさまざまな議論があるが、ひとつの潮流となっているのは確かである⁽²²⁾、中国や日本はそれに逆行している。

6 日本はパリ協定とどう向き合うか

それでは、気候変動対策のなかで、大国としてのイニシアティブを意識しはじめ、さらにはアジアにおける経済的な統合も視野に入れた中国に対して、今後日本はどうかかわっていくことになるのだろうか。環境問題、あるいは環境問題をめぐる国際関係は、政治、経済を含めた包括的な日中関係のなかでは限られた一部であり、筆者にそれら全体像を論じる材料があるわけではない。ここでは、パリ協定に対する日本の立場を論ずることで、環境問題を含む日中関係の今後に若干の提言をしたい。

福島第1原子力発電所事故以後、従来の原子力発電を前提とした温暖化対策に代わる有効なエネルギー政策の方向性を見出せていない日本は、政府としてもパリでの途上国をはじめとする各国の動きに比べ、消極的な立場に終始した。パリ協定が成立したことで、京都議定書は国際的な気候変動対策の枠組みとしての役割を終えた。しかし、そうした事実以上に、筆者にとっては京都議定書に象徴されている日本の立場、すなわち、京都議定書の成立において日本が積極的な役割を果たしたことや、これまでに日本が築き上げた省エネや汚染対策などの技術の積み上げが、現在の消極的な態度やパリ協定によって、世界にとっては「過去」のものになったように思われる。

発展途上国が二酸化炭素の排出削減への協力をパリ協定で受け入れた意味は、温暖化対策を経済発展における負担と考えるのではなく、むしろ新たなチャレンジ、機会であると考えたということである。また、1.5°Cという高い目標を視野に入れたことは、温暖化の影響を強く受ける国々に今後起こりうる困難に対し、あらゆる国が責任をもつことを宣言していることにほかならない。パリ協定の基本的な理念である「全ての国が気候変動に取り組む必要があり、気候変動がグローバルな性格を有することから、地球全体で温室効果ガス削減を加速するためには全ての国の協力と実効ある適切な国際対応への参加が必要であり、ひとつの枠組みが全ての締約国に適用される」には、正義（クライメート・ジャスティス）⁽²³⁾が意識さ

れている。確かに日本はいち早く省エネを達成しているが、風力や太陽光など変動が大きく供給が安定しない再生可能エネルギーの利用を可能とする広域的な電力供給ネットワークが存在しないという大きな障壁がある。たとえ、そうした制約があったとしても、パリ協定を世界が共有する新たな「倫理」を含んだ「機会」とみることができるか、日本の立ち位置が問われている。

トランプ政権となったアメリカでは、気候変動対策を含む環境問題への対応が大きく後退することが懸念されている。パリ協定もアメリカの対応次第では十分に機能しない可能性もある。その意味では、まさに中国が今後の国際的な気候変動対策のキャストイングボードを握っているとも言えるのかもしれない。こうした情勢のなかで、これまでの日本から中国へというような一方的な技術援助の枠組みを超えた協力関係が日中間に築けるかどうかは、日本自身の気候変動への対処にかかっている。

これまでは中国と日本との環境協力、あるいは共同研究という面では、東アジア酸性雨モニタリングネットワークなど、地域環境協力に関して多大な努力がなされてきた⁽²⁴⁾。一方で、政府開発援助（ODA）や民間での協力では、日本は自国の環境技術が優れていて、中国は遅れているという考え方を一般にはもっており、技術的な協力、あるいは技術供与という面が強い。そうした固定観念に縛られていると何も進まないであろう。一部の研究者は、中国の環境問題の深刻さを指摘するが、解決への協力は具体性に欠けている。改めてここでは、国際公共財と言うべき気候変動にかかわる国際共同研究⁽²⁵⁾を、日本は積極的に主張すべきであると強調したい。これは、環境問題そのものが、ある種の安全保障の一部であって、それを解決することが、やはり地域の安定につながるということを日本が積極的に発言すべきであると考えている。

- (1) Qi Ye and Tong Wu, “China’s ‘Yes’ to New Role in Climate Battle,” Brookings Brief, 4 December 2015 <<https://www.brookings.edu/articles/chinas-yes-to-new-role-in-climate-battle/>>.
- (2) 「パリ合意では『共通だが差異ある責任』の原則を堅持すべき」、人民網日本語版、2015年11月30日 <<http://j.people.com.cn/n/2015/1130/c94474-8983550.html>>.
- (3) 「次期米政権へけん制相次ぐ＝パリ協定脱退論に－COP22」、時事ドットコムニュース <<http://www.jiji.com/jc/article?k=2016111600151&g=int>>.
- (4) COP15（コペンハーゲン会議）以降の動向については、以下の文献を参考にした。有馬純「COP21——パリ協定とその評価」『21世紀政策研究所新書－56』、21世紀政策研究所、2016年 <<http://www.21ppi.org/pocket/pdf/56.pdf>>.
- (5) 同上。
- (6) 「パリ協定正式文書（英文）」は、<<http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09r01.pdf>> から引用。日本語訳は、<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000151860.pdf>> から引用。
- (7) たとえば、Bjorn Lomborg, “Impact of Current Climate Proposals,” Global Policy, 9 November 2015 <<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/1758-5899.12295/full>>.
- (8) 「米中の気候変動対策共同声明に対する米国内の反響」、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）ワシントン事務所 <<http://www.nedodcweb.org/report/2014-11-26.html>>.
- (9) 「米中共同声明とCOP21の行方」、DIR（大和総研） <https://www.dir.co.jp/library/column/20151006_010184.html>.

- (10) 「ビル・ゲイツ氏や孫氏ら28人、温暖化対策投資で協力」『日経新聞』2015年12月1日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM01H14_R01C15A2EAF000/〉。
Kerry A. Dolan, “Bill Gates, Mark Zuckerberg and More than 20 Other Billionaires Launch Coalition to Invest in Clean Energy,” *Forbes*, 29 November 2015 〈www.forbes.com/sites/kerryadolan/2015/11/29/bill-gates-george-soros-more-than-20-other-billionaires-launch-coalition-to-invest-in-clean-energy〉。
- (11) 旭硝子財団「第25回地球環境問題と人類の存続に関するアンケート：調査報告書」、2016年9月〈<https://www.forbes.com/sites/kerryadolan/2015/11/29/bill-gates-george-soros-more-than-20-other-billionaires-launch-coalition-to-invest-in-clean-energy/#d3fce63492ad>〉。
- (12) 北川秀樹「中国の環境政策とガバナンス——西北地域における環境保護政策」、北川秀樹編著『中国乾燥地の環境と開発——自然、生業と環境保全』、成文堂、2015年、45–86ページ。
- (13) Anthony H. F. Li, “Hopes of Limiting Global Warming? China and the Paris Agreement on Climate Change,” *China Perspectives*, No. 1, 2016, pp. 49–54.
- (14) 鈴木隆「中国海洋進出の根底にあるもの」『公研』、2016年7月、84–85ページ。
- (15) 中華人民共和国国家発展和改革委員会「強化应对气候变化行动——中国国家自主贡献」〈<http://www4.unfccc.int/submissions/INDC/Published%20Documents/China/1/China's%20INDC%20-%20on%2030%20June%202015.pdf>〉。
- (16) Energy Foundation China, “China 2050 High Renewable Energy Penetration Scenario and Roadmap Study” 〈<http://www.efchina.org/Reports-en/china-2050-high-renewable-energy-penetration-scenario-and-roadmap-study-en#sthash.UASbLSdf.dpuf>〉。また、次の論文を参考にした。平沼光「COP21後の中国のエネルギー政策の行方」、東京財団〈<http://www.tkfd.or.jp/research/energy-resources/a00643>〉。
- (17) 「中華人民共和国2016年国民経済和社会発展統計公報」、2017年2月28日〈http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201702/t20170228_1467424.html〉。
- (18) “Beijing shuts last coal power plant in switch to natural gas,” *RTE*, 19 March 2017 〈<https://www.rte.ie/news/asia/2017/0319/860860-beijing-coal-plant/>〉。
- (19) Lynette H. Ong, “The Apparent ‘Paradox’ in China’s Climate Policies,” *Asian Survey*, Vol. 52, No. 6, 2012, pp. 1138–1160.
- (20) Anthony H. F. Li, op. cit., “Hopes of Limiting Global Warming? China and the Paris Agreement on Climate Change.”
- (21) 「中国、排出量取引にも『一帯一路』日本勢不利」『日経新聞』2017年1月5日〈<http://www.nikkei.com/article/DGXXKZO11301920U7A100C1X93000/>〉。
- (22) 壽川明日香「パリ COP21 合意後の世界——ダイベストメント、情報開示、訴訟リスク」、*Energy Democracy*、2016年4月22日〈<http://www.energy-democracy.jp/1580>〉。
- (23) クライメート・ジャスティスについては、壽川明日香『クライメート・ジャスティス——温暖化対策と国際交渉の政治・経済・哲学』、日本評論社、2015年、181ページに詳しい。
- (24) たとえば、高橋若菜『越境大気汚染の比較政治学——欧州、北米、東アジア』、千倉書房、2017年など。
- (25) 米本昌平『地球変動のポリティクス——温暖化という脅威』、弘文堂、2011年。

くぼた・じゅんぺい 総合地球環境学研究所副所長／
研究基盤国際センター教授
<http://www.chikyu.ac.jp/jkubota@chikyu.ac.jp>